

今回は、「有料老人ホームの選択」についてです。  
 有料老人ホームは、高齢者の方が安定した生活を過ごしたいために入居するものや(住宅型)、介護が必要な方が入居(介護型)するものなどあります。特に前者の場合、高額な一時入居金の必要性があり、途中退居時の「返金が少ない」というトラブルも発生しております。  
 また、'12年4月より有料老人ホームと同様な機能付きで、入居金不要の「サービス付高齢者住宅」ができました。この内容は住まい検討時には是非検討していただきたいものです。  
 有料老人ホームに関しては、Welfare通信'12/2月号もご参照下さい。

男の介護

在宅医療  
とはかしこい有料老  
人ホームの選択認知症との  
関わり病院退院後  
の行き場所エンディング  
ノートとは

住み慣れた自宅で最期まで暮らす人もあれば、自身の健康状態や家族等のことを考え、有料老人ホームに住み替える人がおられます。しかし、住み替えは大きな覚悟を要しますし、また自己資金がどこまでカバーできるか検討しておく必要があります。

## ① 入居までの流れとポイント

a.ご自分の老後プランする

自分はどのようにして老後を快適に過ごしたいか検討することが大切です。住みたい場所や趣味、やりたいことなどです。

b.予算を考える

現在ある預貯金額や不動産等の資産、毎月の年金などの収入額を考慮して、収支計算してみましょう。その際余裕ある家計設計を行うことも考慮して下さい。

c.入居者本人の現状把握

本人の身体状況や、医療の必要性、友人や趣味の場所等に関してのまとめおき、候補先を選択します。

d.施設の見学

上記の項目にあった、ホームを探し、少なくとも5か所の施設を見学したいものです。その際、施設長や入居者との兼ね合いなど自分で目で確認することが大切です。

e.体験入居

見学した施設の中から、少なくとも2か所は体験入居したいものです。食事や入居者の雰囲気等を感じることが大切です。できれば2泊以上はしてみたいものです。

d.契約

契約は、最終的なものです。多額な資金の移動とともに、自分の住家になりますので、細かい点まで確認が必要です。一回で契約しないことをお勧めします。

## ② 入居一時金の規制

厚労省は、'11年4月に老人福祉法の改正を行い、入居後3か月以内に解約した場合、家賃相当分と実際にかかった費用以外の入居一時金は、返還を義務付ける「90日ルール」を法制化しました。

また、東京都は国よりさらに厳しい通達を、'11年9月通知した。これは、入居期間の長さに関わらず、一時金から家賃などを差し引いた残りを返さないことを不適切としたものです。(訂正1/31/2013)  
 入居一時金(前払い)のうち、初期償却として、入居一時金の一部を返金の対象としないのは「不適切」としたものです。今後、全国の有料老人ホームで、入居一時金の内訳が明確になることは間違いなく、また、一時金制度がなくなり、月額費用が上がるのが予想されます。

入居者から見ると、家賃の前払いの一時金制度と月額での家賃払いの2種類があったほうが経済的な面からみてよいのではないかと考えています。

●お問合せはこちらまで

info@kitawel.com

Welfare

北村 社会福祉士事務所(北村 弘之)  
 〒226-0016 横浜市緑区霧が丘3丁目7-7  
 TEL:045-924-1777 http://www.kitawel.com